

土壌汚染に係る自主調査等の実施に関する指針（素案） 概要

1 趣旨

本指針は、大阪府生活環境の保全等に関する条例の規定により、土壌汚染対策法及び条例の対象とならない土地において、土地所有者等が行う土壌の管理有害物質による汚染の状況の調査及び原位置封じ込め等の措置（自主調査等）の実施に関する基本的な事項を定めることにより、自主調査等が適切に実施され、その結果の客観性を高め、法及び条例の手続きへの移行や周辺住民への周知等の結果の活用に資することを目的とする。

2 適用する自主調査等

以下の自主調査等を対象とする。

法第4条及び条例第81条の5の形質変更の可能性がある土地において実施する自主調査等
土地の所有者等が法第14条の規定により区域指定を申請する可能性がある土地において行う自主調査

土地を利用するうえで、当該土地の土壌汚染の状況を把握したり、汚染があった場合には原位置封じ込め等の措置を行い、その結果を周辺住民などに周知、報告する必要がある自主調査等
その他、技術的に一定の水準が求められる自主調査等

3 指針の概要

自主調査等について、以下の事項を定める。

(1) 土壌汚染調査の実施

法及び条例の方法に準拠して土壌汚染調査を実施する。

(2) 原位置封じ込め等の措置の実施

法及び条例の方法に準拠して原位置封じ込め等の措置を実施する。

(3) 自主調査等の方法に対する助言等

自主調査等の方法に関して、府に適宜、報告・相談することができる。

報告・相談は以下の段階で行われることが望ましい。

土壌汚染状況調査の計画

土壌汚染状況調査結果

原位置封じ込め等の措置の計画

原位置封じ込め等の措置に係る工事の完了

措置の効果を確認する地下水モニタリングの実施

報告の際の参考様式等をホームページ等に掲載する。

(4) 自主調査等の情報提供

府は府域の自主調査の結果等の情報を整理し、必要に応じて情報公開する。

自主調査等の実施者は結果等について周辺住民に情報提供することが望ましい。

(5) 自主調査等の結果の記録等

自主調査等の実施者は、自主調査等の結果の記録の保管と引継ぎに努める。

4 施行日

平成22年11月頃の予定